

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社C店（以下「会社」という。）に雇用期間の定めのあるパートナー社員として採用され、販売員として勤務していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、売場から左右対になっている左扉を押し開けて倉庫へ入った際に、戻ってきた右扉が激突し、左側面を下にして転倒し負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、本件災害から4日後の同月〇日、D病院に受診し「腰部打撲傷、左膝打撲傷、外傷性腰椎椎間板障害、左肩関節打撲」との診断を受け、その後、複数の医療機関に転医し、加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は本件災害によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、本件災害における請求人の受傷態様と現在の症状の範囲が一致しており、また、E医師が加齢変性のみで現在のような症状が発現することはないという見解を示していることから、本件災害がなければ現在の請求人の症状は存在しないことを主張しているが、同医師の指摘は、あくまで加齢変性以外の要因の存在を指摘しているに過ぎず、請求人の主張する症状が本件災害によるものであるという主張について、具体的な医学的根拠を示しているものとは認められない。また、仮に、加齢変性以外の要因があるとしても、当該要因を直ちに本件災害によるものであるとすることはできないことから、請求人らの主張は認められない。

(2) また、F病院整形外科G医師及び労災医員H医師は、請求人の症状について、本件災害との関係を不明ないし因果関係はないものと判断しており、E医師も整形外科的には説明のつかない症状があったことから、請求人に精神科受診を指示しているところ、請求人の症状と本件災害との間に、医学的な相当因果関係があるとは認められない。

(3) したがって、請求人の主張する症状と本件災害について、具体的な医学的証拠に基づく因果関係は明らかであるとは言えず、請求人らの主張は認められない。

(4) 請求人らはこのほか縷々主張するものの、これらの主張は上記判断を変更するに足るものではないので、結論を左右しない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。